第二十三条の二第一項中「をいう」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「第三項まで」を「この条」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定は、次に掲げる剰余金の配当等の額については、適用しない。

一　内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額で、その剰余金の配当等の額の全部又は一部が当該外国子会社の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域の法令において当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額に該当する場合におけるその剰余金の配当等の額

二　内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額（次条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定により、その内国法人が受ける剰余金の配当等の額とみなされる金額に限る。以下この号において同じ。）の元本である株式又は出資で、その剰余金の配当等の額の生ずる基因となる同項第四号に掲げる事由が生ずることが予定されているものの取得（適格合併又は適格分割型分割による引継ぎを含む。）をした場合におけるその取得をした株式又は出資に係る剰余金の配当等の額（その予定されていた事由に基因するものとして政令で定めるものに限る。）

第二十三条の二第五項中「適用」の下に「その他同項から第四項までの規定の適用」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第三項の規定は、同項の剰余金の配当等の額を受ける日の属する事業年度に係る確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定の適用を受けようとする旨並びに損金算入対応受取配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付があり、かつ、外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された剰余金の配当等の額を明らかにする書類その他の財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。

第二十三条の二第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額で、その剰余金の配当等の額の一部が当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものである場合には、前項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、その受ける剰余金の配当等の額のうちその損金の額に算入された部分の金額として政令で定める金額（次項及び第七項において「損金算入対応受取配当等の額」という。）をもつて、同号に掲げる剰余金の配当等の額とすることができる。

4　内国法人が外国子会社から受けた剰余金の配当等の額につき前項の規定の適用を受けた場合において、当該剰余金の配当等の額を受けた日の属する事業年度後の各事業年度において損金算入対応受取配当等の額が増額されたときは、第二項第一号に掲げる剰余金の配当等の額は、同項（同号に係る部分に限る。）及び前項の規定にかかわらず、その増額された後の損金算入対応受取配当等の額として政令で定める金額とする。

第二十四条第一項中「第二十三条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、同項第三号中「うち」を「うち」に、「ものを」を「もの及び出資等減少分配を」に改める。

第三十九条第二項中「第二十三条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「金額又は信託の終了による信託財産に属する資産の給付に係る同項第三号に掲げる金額で、」を「金額で」に改め、「又はその信託の信託法第百七十七条（清算受託者の職務）に規定する清算受託者」を削る。

第三十九条の二中「当該剰余金の配当等の額」の下に「（第二十三条の二第二項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）」を加える。

第五十二条第一項第一号イ中「普通法人」の下に「（投資法人及び特定目的会社を除く。）」を加え、同条第五項中「第一項の」を「同項の」に改める。

第五十四条第五項中「が新株予約権」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項（定義）に規定する新投資口予約権を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「含む。）」を「含む。）、」に改める。

第五十五条第一項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に、「隠ぺい仮装行為」を「隠蔽仮装行為」に改め、同条第二項中「隠ぺい仮装行為」を「隠蔽仮装行為」に改め、同条第四項に次の一号を加える。

六　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の規定による課徴金及び延滞金

第五十七条第一項中「九年」を「十年」に改め、同項ただし書中「百分の八十」を「百分の五十」に改め、同条第二項中「九年以内」を「十年以内」に、「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第三項各号中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第四項第一号中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に、「九年以内」を「十年以内」に改め、同項第二号中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第五項中「場合には」を「場合（同条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。）には」に、「これら」を「同条第一項から第三項まで」に改め、「同条第二項（同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は」を削り、同条第六項中「九年」を「十年」に改め、同条第七項中「九年以内」を「十年以内」に、「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第八項中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第十一項中「第一項の各事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当する」を「次の各号に掲げる」に、「当該」を「当該各号に定める」に、「同項ただし書の」を「第一項ただし書の」に、「百分の八十」を「百分の五十」に改め、同項各号を次のように改める。

一　第一項の各事業年度終了の時において次に掲げる法人（次号及び第三号において「中小法人等」という。）に該当する内国法人　当該各事業年度

イ　普通法人（投資法人、特定目的会社及び第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。第三号及び第五十八条第六項第三号において同じ。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの（第六十六条第六項第二号又は第三号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するものを除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

ロ　公益法人等又は協同組合等

ハ　人格のない社団等

二　第一項の各事業年度が内国法人について生じた次に掲げる事実の区分に応じそれぞれ次に定める事業年度である場合における当該内国法人（当該各事業年度終了の時において中小法人等に該当するものを除く。）　当該各事業年度（当該事実が生じた日以後に当該内国法人の発行する株式が金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所に上場されたことその他の当該内国法人の事業の再生が図られたと認められる事由として政令で定める事由のいずれかが生じた場合には、その上場された日その他の当該事由が生じた日として政令で定める日のうち最も早い日以後に終了する事業年度を除く。）

イ　更生手続開始の決定があつたこと　当該更生手続開始の決定の日から当該更生手続開始の決定に係る更生計画認可の決定の日以後七年を経過する日までの期間（同日前において当該更生手続開始の決定を取り消す決定の確定その他の政令で定める事実が生じた場合には、当該更生手続開始の決定の日から当該事実が生じた日までの期間）内の日の属する事業年度

ロ　再生手続開始の決定があつたこと　当該再生手続開始の決定の日から当該再生手続開始の決定に係る再生計画認可の決定の日以後七年を経過する日までの期間（同日前において当該再生手続開始の決定を取り消す決定の確定その他の政令で定める事実が生じた場合には、当該再生手続開始の決定の日から当該事実が生じた日までの期間）内の日の属する事業年度

ハ　第五十九条第二項に規定する政令で定める事実（ロに掲げるものを除く。）　当該事実が生じた日から同日の翌日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度

ニ　イからハまでに掲げる事実に準ずるものとして政令で定める事実　当該事実が生じた日から同日の翌日以後七年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度